

トランポリン競技コーチ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の管轄するトランポリン競技におけるコーチ（以下、「コーチ」という）に関する事項について定める。

(目的)

第2条 コーチの資格を認定する制度は、次の事項を達成することを目的とする。

(1) トランポリン競技の基礎的あるいは専門的な運動技術と指導技術を身につけたコーチを養成する。

(2) トランポリン競技の安全な実施と普及を図るとともに、国民の健康や生涯スポーツ発展に寄与するコーチを養成する。

(コーチの任務)

第3条 コーチは、第2条に示す本制度の目的を達成するため、トランポリン競技の指導に当たる。また、本会の主催する競技会に参加するコーチとして、所属する団体を統括する。

(認定の権限)

第4条 コーチの認定および継続の審査に関わる業務は、コーチ育成委員会トランポリンコーチ育成部（以下、「トランポリンコーチ育成部」という）が行い、会長がこれを認める。

(認定の基準)

第5条 コーチは、トランポリンコーチ育成部が企画するコーチの審査を行う認定講習会（以下、「認定講習会」という）を受講し、認定試験（筆記、実技）に合格し、コーチ資格登録料を納めた者。

(認定講習会)

第6条 認定講習会は次のとおりとする。

(1) 認定講習会は、原則として毎年1回以上、本会が開催し、トランポリンコーチ育成部が企画、運営する。

(2) 講師は、トランポリンコーチ育成部が選定し、承認を得た者が行う。

(受験資格)

第7条 コーチの受験資格は、当該年度4月1日時点で19歳以上であり、本会トランポリン普及指導員資格を有し、前方宙返り、後方宙返り（抱え型）以上の種目をコーチとして指導活動をしている者。ただし、本会倫理規程の定める違反行為によって本会、または本会以外の組織による処分が適用されている期間は受験資格を失うものとする。

(資格の有効期間)

第8条 資格の有効期間は次のとおりとする。

(1) 新規にコーチとして認定された日が属する年度、またはその翌年度にコーチ資格登録

料を支払った場合、支払い完了日の年度を含めて4か年度最終日の3月31日までの期間内有効とする。

(2) コーチとして継続更新する場合、第8条(1)の有効期間最終年度の翌年度に4か年度分のコーチ資格登録料を支払うことで、再び4か年度分の資格の有効期間を得ることができる。

(3) 有効期間内に、第10条に示された資格停止となっても資格の有効期間は変わらないものとする。

(4) 有効期間内に、第10条に示された資格失効となった場合、その時点で有効期間完了となる。なお、支払われた有効期間内の資格登録料の返金を行わない。

(5) 有効期間内に、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者「公認体操コーチ3(トランポリン)」資格を取得した場合、その4か年度分の資格登録料が新たに発生する。取得した資格が有効となった段階で、本会コーチ資格の定義はその上位資格に含まれるものとする。なお、すでに支払われた有効期間内の本会コーチ資格登録料の返金を行わない。

(資格の継続)

第9条 資格の継続を希望する者は、有効期間内に開催される競技会や研修会に参加することが望まれる。

(資格の停止・失効)

第10条 資格の停止・失効の条件は、次のとおりとする。

(1) 第8条(1)(2)のコーチ資格登録料の当該年度内の支払いが完了しなかった場合、コーチ資格は失効となる。

(2) 第9条に示す条件は、コーチとしての資質を研鑽することを推奨するものであり、資格の停止・失効につながるものではない。

(3) トランポリンコーチ育成部が特別な事情を確認した場合、停止または失効となったコーチ資格を再び認定することができる。

(4) トランポリンコーチ育成部がコーチとして不適当と認めた場合、資格を停止または失効にすることができる。

(コーチ資格登録料)

第11条 コーチ資格登録料は、別表のとおりとする。

(コーチの権利)

第12条 コーチの権利は次のとおりとする。

(1) 本会主催のトランポリン競技会(ただし、全日本選手権および国民スポーツ大会を除く)に出場する選手のコーチになる権利。

(2) 定期的に行われるトランポリンコーチ育成部主催の研修会に参加する権利。

(3) 本会トランポリン普及指導員としての権利。

付則

- (1) この規程に定めのない事項は、それぞれの委員会で細則として別に定める。
- (2) この規程の改廃は、トランポリンコーチ育成部の審議を経て、理事会の議決によって行う。
- (3) 旧社団法人日本トランポリン協会が制定していた公認トランポリン競技コーチ規程は廃止する。

平成 29 年 3 月 3 日 制定
平成 29 年 4 月 1 日 施行
平成 31 年 3 月 9 日 改定
平成 31 年 3 月 9 日 施行
令和 6 年 12 月 7 日 改定
令和 7 年 4 月 1 日 施行

別表 トランポリン競技コーチ資格登録料
申請に関する料金は、次のとおりとする。

種 類	料 金
トランポリン競技 コーチ資格登録料	10,000 円 (4 か年度分)